

年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「利用」として、以下について既に実施。
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「情報連携」については、以下について令和元年度から順次実施。
 - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
 - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
 - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	情報連携を可能とする政令の制定
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会）
	元.7/1	本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会）
	元.10/30	本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。

添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。

※※ 順次本格運用に移行する。

年金関係の情報連携を行う主な事務手続

① 日本年金機構等から地方公共団体等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	情報連携で取得する情報	省略可能となる書類	本格運用移行時期
各種年金の裁定請求	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 雇用保険被保険者証 等	令和元年7月1日～
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届など）	住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等	住民票の写し 所得証明書 等	令和元年7月1日～
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認	所得情報	所得状況届	令和元年7月1日～
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請	住民票情報・所得情報・雇用保険情報	住民票の写し 所得証明書 離職証明書 等	令和元年10月30日～
国民年金保険料の学生納付特例の申請	所得情報・雇用保険情報	所得証明書 離職証明書 等	令和元年10月30日～

※ 雇用保険情報については、試行運用の結果を踏まえ、令和3年6月時点では試行運用を継続するものとし、引き続き雇用保険被保険者証等の添付を求めるとしてあります。このほか、情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

年金関係の情報連携を行う主な事務手続

②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる年金関係の書類
児童扶養手当の申請※ (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請※ (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請※ (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請※ (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
児童手当の申請※ (児童手当法)	市町村	年金加入証明書
奨学金の申請※※ (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書 年金振込通知書 等

※ 本格運用を開始した手続

※※ 試行運用継続中の手続

※※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

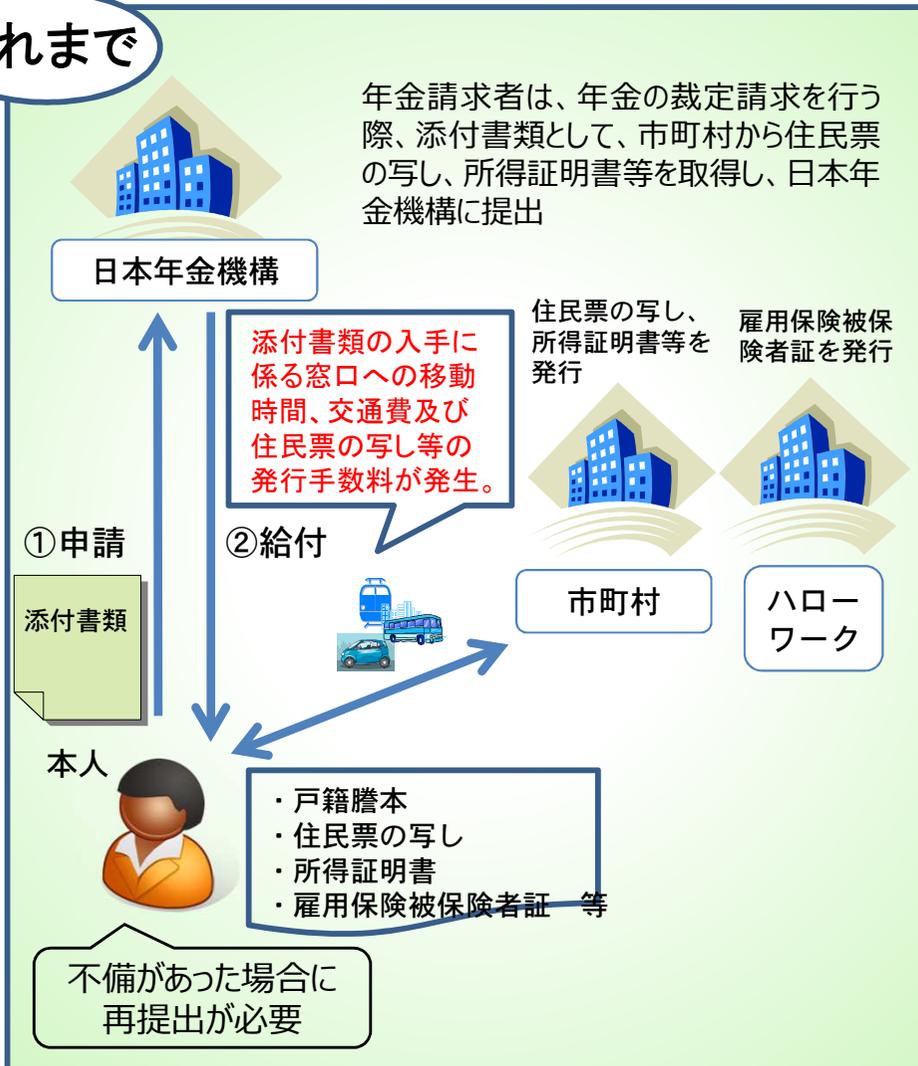
①日本年金機構等から地方公共団体等へ情報照会を行う事務手続の例（イメージ）

年金の裁定請求時の添付書類省略

【これまでの手続き】

年金の裁定請求手続においては添付書類（戸籍謄本、住民票の写し、所得証明書等）が必要。不備があれば再提出が必要。

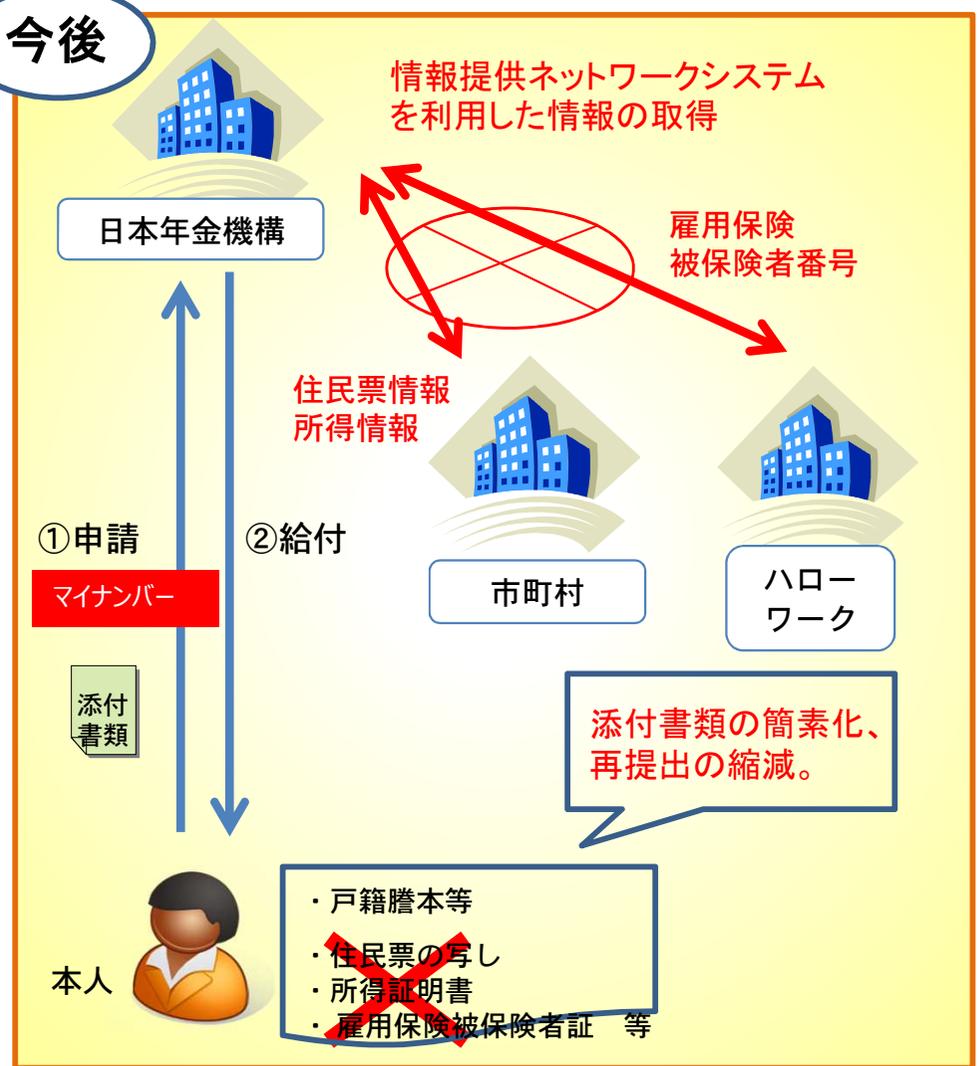
これまで



【番号制度導入後の手続き】

情報提供ネットワークシステムを活用することで、住民票の写し及び所得証明書等の添付省略が可能になる。

今後



※ 雇用保険情報については、試行運用の結果を踏まえ、令和3年6月時点では試行運用を継続するものとし、引き続き雇用保険被保険者証等の添付を求めるとしてあります。

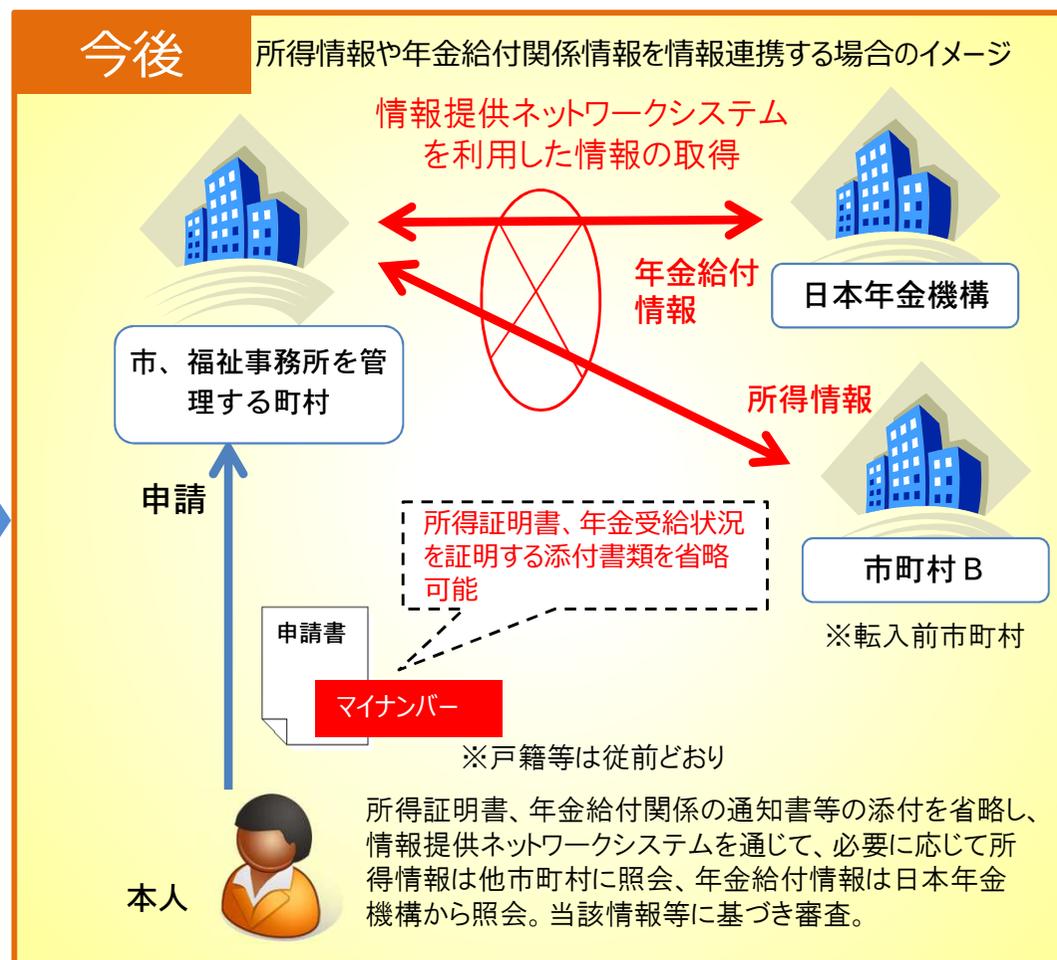
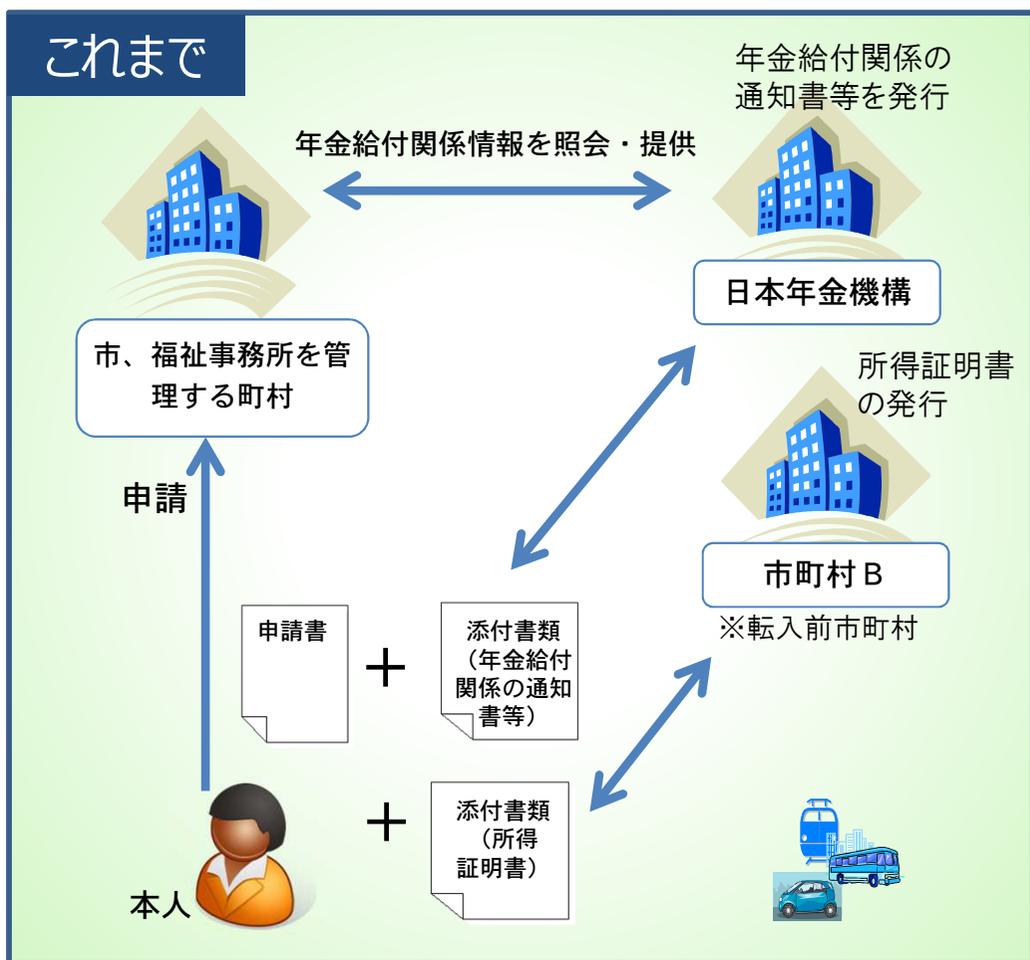
※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

児童扶養手当の支給申請時の添付書類省略

■情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

●市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。